

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会
役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本宮市社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第10条、第11条及び第26条に定める役員等の報酬及び費用弁償の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 報酬を支給できる役員等の範囲、及び額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 年額 120,000円
- (2) 副会長 年額 30,000円

(費用弁償)

第3条 費用弁償を支給できる役員等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 福祉員

(費用弁償の支給の基準)

第4条 費用弁償が支給できる基準は、次のとおりとする。

- (1) 役員の会議に出席した場合
- (2) 会長の要請により会議等に出席した場合
- (3) 法人の用務のため旅行した場合

2 同日中に2以上の会議等に出席した場合においては、重複して費用弁償を支給しない。

(費用弁償の額)

第5条 費用弁償の額は、別表のとおりとする。ただし、その出務又は旅行が市内の区域にかか
るものについては、鉄道賃及び車賃は支給しない。

2 前項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費は一般職員の例による。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

(委 任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

別表

区 分	金 額
理事・監事・評議員・福祉員	2,000円

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 「社会福祉法人本宮市社会福祉協議会役員等費用弁償に関する規程」（平成19年1月1日施行）は平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。